

岩船港～村上まちなか 乗合タクシーの手荷物に関するルール

第1条（目的）

本ルールは、乗合タクシー運行において、適切な手荷物の取扱を定め、乗客の安全と快適な輸送を確保することを目的とする。

第2条（手荷物の範囲）

乗客は、自己の身の回り品のほか、次に掲げる制限以内の手荷物を車内に持ち込むことができる。

- ・膝の上に置けるサイズまたは足元に収納できるサイズの手荷物

目安：3辺合計 100cm 以内、10kg 以下

- ・スーツケース 1 個程度（トランクに収容可能な場合に限る）

上記を超える荷物の持ち込みを希望する場合は、予約時に必ず事前申告すること。

※事前申告がない場合、当日の運行に支障をきたすおそれがあり、乗車をお断りする場合があります。

第3条（持ち込み禁止物）

以下の物品は、他の乗客の安全や快適性を損なうおそれがあるため、持ち込みを禁止とする。

- ・危険物（火薬類・刃物・可燃性ガス等）
- ・強い臭気・液漏れ・汚損の恐れのあるもの（生もの・泥のついた道具等）
- ・著しく汚れている荷物（泥・油・魚の汁などが付着しているもの）
- ・荷造りが必要と認められる場合に、相当の荷造りがされていない場合
- ・他のお客様の迷惑になるもの

第4条（手荷物に関する責任）

- ・乗客が持ち込んだ手荷物の管理は、原則として乗客自身の責任において行うものとし、当事業者は、手荷物の紛失・盗難・破損等に対して一切の責任を負わない
- ・貴重品はトランクへの保管を避け、常に乗客自身で管理すること

第5条（乗車拒否）

乗務員は、本ルールに反する荷物の持ち込みが確認された場合、当該乗客の乗車をお断りすることができる。

窓口：粟島汽船 TEL：0254-55-2131 営業時間：7:30～17:00

粟島浦村 産業振興課